

安全衛生管理体制等のあらまし

1 総括安全衛生管理者

(1)選任の必要がある事業場 常時使用する労働者

業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	300人以上
その他の業種	1000人以上

(2)選任者の資格要件

事業場において、事業の実施を実質的に統括管理する権限責任を有するもの（工場長など）

(3)職務

安全、衛生管理者など指揮、職場の安全衛生活動を統括管理

2 安全管理者

(1)選任の必要がある事業場 常時使用する労働者

業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	50人以上

300人以上で専任の安全管理者の選任要の業種あり

(2)選任者の資格要件

	大学卒	高校卒	その他
理科系等	2年	4年	7年
理科系等以外	4年	6年	7年

上表の年数以上産業安全の実務に従事した経験を有し、かつ、安衛則第5条第1号の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修の修了者

労働安全コンサルタント

(3)職務

作業場を巡視し、設備、作業方法等に危険の恐れがあるときは直ちに必要な措置実施、他下記業務等。

作業場所、作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止措置

安全装置、保護具などの設備、器具の定期点検

作業の安全についての教育及び訓練

発生した災害原因の調査及び対策の検討

消防及び避難訓練

作業主任者その他安全に関する補助者の監督

安全の資料の作成、収集及び重要事項の記録

3 衛生管理者

(1)選任の必要がある事業場

常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場
201人以上で2名、501人以上で3人など規模により複数選任要

(2)選任者の資格要件 衛生管理者免許等要

業種	免許等
農林水産業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント
その他の業種	上記免許等ほか、第二種衛生管理者免許

(3)職務

下記業務を行い、毎週1回作業場を巡視。設備、作業方法、衛生状態が有害のおそれがあるとき要対策

健康に異常のある者の発見

作業環境の衛生上の調査

作業条件、施設等の衛生上の改善

労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持対策

労働者の負傷及び疾病等に関する統計の作成

衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

4 産業医

(1)選任の必要がある事業場

常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場
常時1000人以上、有害業務に常時500人以上使用 専属選任要

(2)選任者の資格要件

医師であって、次のいずれかの要件を備えた者

日本医師会の産業医学基礎研修の修了者

産業医科大学の産業医学基本講座の修了者

労働衛生コンサルタント（保健衛生）の合格者

大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師の職にあり又はあった者 など

(3)職務

ア 下記に関する業務等を行う

健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置

作業環境の維持管理

作業の管理

労働者の健康管理

健康相談その他労働者の健康保持増進対策

健康教育、衛生教育

労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止措置

イ 勧告等

労働者の健康を確保するために必要があると認めるときは、事業者健康に健康管理のための勧告ができる

ウ 定期巡視

少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるとき 必要な措置